



保健福祉センター

発信@みなくる

## 「子育て」を応援します！

少子化対策やひとり親家庭の支援、障がいを持つ児童を育てる保護者を支援するための総合的な対策として、下記の手当が支給されます。児童のいる家庭の生活を安定させ、また児童の健全な成長を促す目的で制度が整備されていますので、お知らせします。

	支給対象	支給額
児童手当	小学校卒業までの児童を養育している保護者で、所得が一定未満の方	第1子・第2子・・・月額5,000円 (3歳未満 月額10,000円)
		第3子以降・・・月額10,000円

	支給対象	支給額
児童扶養手当	父母の離婚や父親の死亡などにより、父親と生計をともにしない児童を18歳まで養育している方 所得制限があります	児童1人月額・・・41,720円
		児童2人月額・・・46,720円 児童3人目以降・・・ 1人につき 月額3,000円を加算

	支給対象	支給額
特別児童扶養手当	精神や身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方 (児童が施設入所している場合や障がいを事由とする年金を受給できる場合は支給されません)	1級・・・月額50,750円
		2級・・・月額33,800円

**お問い合わせ** 申請の手続き方法や所得制限の内容など詳細な事項は、保健福祉課社会福祉係が担当していますので、お気軽にお問い合わせください。

みなくるでも、印鑑登録証明書と住民票の発行を行なっていますので、ご利用ください。

保健福祉センター みなくる  
保健福祉課 ☎ 52 2211 FAX 39 7020  
社会福祉協議会 ☎ 39 7711 FAX 52 3711